

【病院の概要】

施設名	公立久米島病院 （医療機関コード 81・1016・8）
所在地	〒901-3121 沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅572番地3
電話	098-985-5555
FAX	098-985-5565
開設者	沖縄県離島医療組合 沖縄県知事 玉城 康裕
開設年月日	平成14年 7月 1日
管理者	並木 宏文
院長	並木 宏文
看護部長	山田 義仁
事務部長	久田 武彦
医療安全管理責任者	並木 宏文
院内感染管理責任者	並木 宏文
医薬品安全管理責任者	草間 あゆみ
医療機器安全管理責任者	與儀 枝里
医療放射線安全管理責任者	並木 宏文

【標榜科目】

内科	精神科	循環器内科	小児科
外科	整形外科	産婦人科	眼科
耳鼻いんこう科	リハビリテーション科	神経内科	皮膚科
泌尿器科	糖尿病内科		

【診療時間】

平日	午前9時00分から午後5時
土曜日	午前9時00分から午後5時
日曜日・月曜日・祝日・慰霊の日・年末年始	休診

【専門外来】

療育外来	透析・腎臓病外来	心理外来
発熱外来		

【病床数】

40床（一般40床）人工透析10床

【医療指定】

保険医療機関	全国国保取扱医療機関	生活保護法指定医療機関	救急病院認定
結核予防法指定医療機関	労災法指定医療機関	更正（育成）医療機関	難病指定医療機関
指定小児慢性特定疾病医療機関	指定小児慢性特定疾病医療機関		

【指定医】

指定小児慢性特定疾病医	身体障害者福祉法指定医
-------------	-------------

【学会認定、教育指定】

【医師名】

常勤医師			
内科	並木 宏文		
小児科	渡邊 幸		
非常勤医師			
別紙 外来診療等スケジュール 参照			

【入院基本料に関する事項】

当院の入院患者さんに対する看護師の勤務数及び配置は、以下の通りになっています。

病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

【看護職員（看護師・准看護師）】

- 午前8：00～午後8：00までの看護職員一人当たりの受け持ち患者様は7人以内です。
- 午後8：00～午前0：00までの看護職員一人当たりの受け持ち患者様は14人以内です。
- 午前0：00～午前8：00までの看護職員一人当たりの受け持ち患者様は14人以内です。

【看護職員(看護補助者)】

- 午前8：00～午後5：00までの看護職員一人当たりの受け持ち患者様は9人以内です。

【九州厚生局への届出事項に関する事項（※当院では以下の施設基準等に係る届出を九州厚生局に提出しています。）】**1. 基本診療料の施設基準等に係る届出**

- ☐ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ☐ 医療DX推進体制整備加算
- ☐ 機能強化加算（初診）
- ☐ 一般病棟入院基本料6
- ☐ 救急医療管理加算
- ☐ 診療録管理体制加算3
- ☐ 医師事務作業補助体制加算2 40対1補助体制加算
- ☐ 療養環境加算
- ☐ 重症者等療養環境特別加算
- ☐ 感染防止対策加算2
- ☐ 感染防止対策地域連携加算
連携強化加算
- ☐ 後発医薬品使用体制加算1
- ☐ データ提出加算1 - □ 200床未満の病院
- ☐ 入退院支援加算2
入院時支援加算
総合機能評価加算

- ☐ 認知症ケア加算 2
- ☐ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ☐ 救急搬送看護体制加算 2

2. 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ☐ がん患者指導管理料 1、2
- ☐ 喘息治療管理料
- ☐ ニコチン依存症管理料
- ☐ がん治療連携指導料
- ☐ 在宅療養支援病院 3
- ☐ 在宅時医学総合管理料
- ☐ 医療機器安全管理料 1
- ☐ 在宅がん医療総合診療料
- ☐ 遺伝学的検査
- ☐ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ☐ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ☐ 遠隔画像診断
- ☐ C T 撮影及び M R I 撮影
- ☐ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ☐ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ☐ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ☐ 人工腎臓
- ☐ 導入期加算 1
- ☐ 透析液水質確保加算
- ☐ 慢性維持透析濾過加算
- ☐ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ☐ 胃瘻造設術（内視鏡下、腹腔鏡下を含む）
- ☐ 看護職員処遇改善評価料（70）
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ☐ 入院ベースアップ評価料（45）

3. 入院時食事療養、生活療養について

□入院時の食事療養（Ⅰ）、生活療養（Ⅰ）

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）、生活療養（Ⅰ）の基準を満たした食事を提供しています。また、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）の方	70歳以上の方	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	490円 （指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等、精神病床入院患者 280円）	
低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ	90日目までの入院	230円
		91日目以降の入院（長期該当者）	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費
一般	①一般の患者		490円	370円 （2017年10月以降 370円）
	②重篤な病状又は集中的治療を要する者等		490円	370円
	③指定難病患者		280円	0円
低所得者	④低所得者Ⅱ		230円	370円
	申請月以前の12月以内の入院日数			
	⑤重篤な病状又は集中的治療を要する者等	90日以下	230円	370円
		90日超	180円	370円
	⑥指定難病患者	90日以下	230円	0円
		90日超	180円	0円
低所得者	⑦低所得者Ⅰ		140円	370円
	⑧重篤な病状又は集中的治療を要する者等		110円	370円
	⑨指定難病患者		110円	0円
	⑩老齢福祉年金受給者		110円	0円
	⑪境界層該当者		110円	0円

【明細書の発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費医負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【保険外負担に関する事項】

ご 案 内

当院では、以下の主な事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。その他ご不明な点がありましたら、医事課へお声掛け下さい。

項 目	金 額
文書料	1,100円、2,200円、5,500円／1通
診療録開示	診療録10円／1ページ、フィルム350円／1枚、CD210円／1枚
予防接種費用	2,000円～26,700円／1回
オムツ	一般：150円／1枚、オムツセット972円／1日
日用品、病衣等	セット（病院・タオル等）540円～1,674円／1日
洗濯代	洗濯機100円／1工程、乾燥機100円／1回30分

【選定療養費に関する事項】

1. 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

	室 名	料 金（税込）	病床数	設備	病室
	個室	4,400	1床	小机、椅子、	207

※午前0時を越えた時点で1日分の料金が加算となります。また、数時間の入室の場合も1日分の料金となります。

2. 入院期間が180日を超える入院に関する事項

当院では、入院期間が通算対象180日を超えた患者さん（別に厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除く）について、選定療養に係る負担金として、健康保険の一部負担金とは別に厚生労働大臣が定めるものに100分の15を乗じた点数に1点10円を計上し、100分の110を乗じて得た額を費用請求します。